

商品概要説明書

令和7年2月17日現在

商品名	㈱オリエントコーポレーションの保証による 〈にっしん〉リフォームローン
-----	--

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方。お借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が満70歳以下の方。同一勤務先に2年以上勤務している方、または同一事業を2年以上継続して営業している自営業の方。直近の税込年収が200万円以上の方。㈱オリエントコーポレーションの保証を受けられる方。						
2. お使いみち	ご本人または親族の方が所有する住宅に限ります。 <ul style="list-style-type: none">住宅の補修及び増改築資金（借地及び店舗付住宅の居宅部分の改築はお取り扱い可能です）住宅の設備機器購入資金及び工事費用。上記に係る諸費用及び借入に係る保証料。住宅ローン・リフォームローンの借換資金（ただし、返済実績が直近6ヵ月間遅延していないこと）。						
3. ご融資限度額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ただし、借換えの場合は、借換対象ローンの残高以内とさせていただきます。						
4. ご融資期間	1年以上15年以内（1年単位） ただし、借換えの場合は、借換対象ローンの残存期間内とさせていただきます。						
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">変動金利型お借入当初からお借入期間最終まで変動金利となります。当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率は金融情勢に応じて変動します。お借入後の利率は、基準利率（短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引下げ、引上げられます。お借入後の利率の変更回数は年2回（4月と10月）で新利率はそれぞれ7月と1月の約定返済分から適用します（ボーナス返済無しの場合）。						
6. 保証料	保証料後払い（金利組込）型						
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">毎月元利均等返済。ご融資金額の50%までの範囲内で、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ※ 具体的なお返済額は、店頭で試算させていただきます。						
8. 保証人・担保	㈱オリエントコーポレーションが保証しますので、原則として担保・保証人とも不要です。 ※ただし、ご自宅が共有の場合、共有の方全員に連帯保証人となっていただきます。						
9. 手数料等	<ul style="list-style-type: none">事務手数料および条件変更手数料は不要です。繰上返済手数料<ul style="list-style-type: none">● 一部繰上返済手数料 無料● 全額繰上返済手数料 融資実行後の期間 金額<table border="1"><tr><td>1年以内</td><td>16,500円(消費税込み)</td></tr><tr><td>1年超3年以内</td><td>11,000円(消費税込み)</td></tr><tr><td>3年超</td><td>5,500円(消費税込み)</td></tr></table><p>※ ただし、完済金額が50万円未満の場合は不要です。</p>	1年以内	16,500円(消費税込み)	1年超3年以内	11,000円(消費税込み)	3年超	5,500円(消費税込み)
1年以内	16,500円(消費税込み)						
1年超3年以内	11,000円(消費税込み)						
3年超	5,500円(消費税込み)						
10. お申込の手続き書類等	<ul style="list-style-type: none">本人確認書類（運転免許証、個人番号カード 他）所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書納税控） （「個人番号（マイナンバー）」の記載がある場合は黒く塗りつぶしてご提出ください） ※但し、ご融資金額が300万円以下の場合は原則不要です。 <ul style="list-style-type: none">資金使途確認書類（工事見積書、工事請負契約書 等）						
11. その他	<ul style="list-style-type: none">お申込みに際しましては当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。現在のご融資利率や返済額の試算につきましては窓口へご照会下さい。ご融資利率についてはインターネット上のホームページもご覧ください。変動金利型の利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、お借入日から5回目に到来する10月1日経過後、初めて到来する1月の約定返済分より返済額を変更します（ボーナス返済無しの場合）。新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。ただし、約定返済額が1.25倍を超える場合は、その超過する約定利息額の支払は、次回以降に繰延べとなります。また、最終期限に約定返済額および未収利息が残る場合には、最終日に一括してお支払いいただきます。						